



## 景観法に基づく届出制度等Q & A

和歌山県県土整備部都市政策課  
H31.4 (R6.4 一部改訂)

# 目次

## 《 1. 和歌山県景観計画区域について 》

Q1-1	和歌山県景観計画区域はどの範囲ですか？	1
Q1-2	特定景観形成地域とは？	1
Q1-3	バッファゾーンとは？	1
Q1-4	世界遺産の登録資産内で行為を行う場合、届出が必要ですか？	2

## 《 2. 届出制度について 》

Q2-1	景観法に基づく届出制度とは？	3
Q2-2	届出が必要な行為とは？	3
Q2-3	届出の対象外となる行為とは？	3
Q2-4	工作物とは？	4
Q2-5	届出はいつ行えば良いのか？	4
Q2-6	届出を要しない行為に対する景観への配慮は？	4
Q2-7	届出書の様式及び必要書類は？	4
Q2-8	届出書類の必要部数は？	4
Q2-9	届出書類の提出先は？	5
Q2-10	届出の相談窓口は？	5
Q2-11	代理者による届出の場合、委任状が必要ですか？	5
Q2-12	届出書に押印は必要ですか？	5
Q2-13	事前協議制度とは？	5
Q2-14	既存建築物の行為の制限とは？	6
Q2-15	届出内容に変更が生じた場合は？	6
Q2-16	工事が完了した場合は？	6
Q2-17	工事完了届出書の必要部数は？	7

## 《 3. 届出規模の考え方について 》

Q3-1	届出対象規模を超える既存建築物等は届出の対象になりますか？	8
Q3-2	既存の建築物又は工作物の維持保全にあたり、同色で塗装を行う場合、届出は不要ですか？	8
Q3-3	建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電設備の考え方は？	8

Q3-4	厚層基材吹付工は工作物に含まれますか？	.....	8
Q3-5	屋外広告物を設置する場合、景観法による届出が必要ですか？	.....	9
Q3-6	樹木等の伐採は、届出対象行為ですか？	.....	9
Q3-8	届出対象となる行為の規模の算出方法は？	.....	9
	建築物の規模算出について	.....	10
	工作物の規模算出について	.....	11
	無線鉄塔類（空中線及びその支持物）の規模算出について	.....	12
	太陽光発電施設（工作物）の規模算出について	.....	14
	法面構造物の規模算出について	.....	15

#### 《4. 行為の制限の基準について》

Q4-1	行為の制限の基準とは？	.....	16
Q4-2	太陽光発電施設についての基準は？	.....	16
Q4-3	太陽光ガイドラインにおける「交通量の多い道路等」とは？	.....	16
Q4-4	太陽光ガイドラインにおける「容易に望見できる」とは？	.....	16
Q4-5	太陽光ガイドラインにおける「文化財等との近接」とは？	.....	17
Q4-6	太陽光ガイドラインにおける「完成予想図」とは？	.....	17

#### 《5. 通知制度（国の機関又は地方公共団体が行う行為）について》

Q5-1	国の機関又は地方公共団体が行う公共事業についても届出は必要 ですか？	.....	18
Q5-2	通知書類の必要部数は？	.....	18
Q5-3	通知書の様式及び必要書類は？	.....	18

※本文中にある**手引き**は「和歌山県景観計画に基づく届出手続きの手引き」を指します。  
下記HPを参照ください。

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_toppage\\_d/fil/todokedete\\_biki.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage_d/fil/todokedete_biki.pdf)

## 《 1. 和歌山県景観計画区域について》

Q 1 - 1 和歌山県景観計画区域はどの範囲ですか？

A 1 - 1 景観計画区域は県下全域です。ただし、景観行政団体である和歌山市、田辺市、高野町及び有田川町の4市町の区域を除きます。

詳しくは県ホームページ『景観計画の区域図』をご確認下さい。

『景観計画の区域図』：

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/kuikizu\\_keikan.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/kuikizu_keikan.html)

手引きP 2

Q 1 - 2 特定景観形成地域とは？

A 1 - 2 和歌山県景観計画では、景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域に指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るものとしており、現在、熊野参詣道（中辺路）、高野参詣道（町石道）周辺、熊野参詣道（大辺路）、熊野川周辺、高野参詣道（黒河道）の5つの特定景観形成地域を指定しています。

詳しくは県ホームページ『景観計画の区域図』及び『和歌山県地理情報システム』をご確認下さい。

『景観計画の区域図』：

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/kuikizu\\_keikan.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/kuikizu_keikan.html)

『和歌山県地理情報システム』：

<https://wakayamaken.geocloud.jp/mp/26>

手引きP 3～8

Q 1 - 3 バッファゾーンとは？

A 1 - 3 バッファゾーンとは、世界遺産の登録資産の環境保護のため設定された緩衝地帯のことです。なお、バッファゾーン内で行為を行う場合は、景観法に基づく届出とは別に、自然公園法や市町の歴史的文化的景観保全条例等の許可を要する場合があります。

詳しくは行為を行う市町の教育委員会等にお問い合わせ下さい。

また、届出前にできる限り県振興局建設部又は県都市政策課に事前相談を行うようにして下さい。

Q 1 - 4 世界遺産の登録資産内で行為を行う場合、届出が必要ですか？

A 1 - 4 世界遺産の登録資産内で行為を行う際は、文化財保護法の許可等を要する場合があります。なお、当該許可等を受けた行為については景観法に基づく届出は不要となります。

詳しくは行為を行う市町の教育委員会等にお問い合わせ下さい。

なお、当該許可等を受けた行為については景観法に基づく届出が不要となる場合があります。詳しくは手引きを参照して下さい。

手引きP 15～21



## 《 2. 届出制度について》

### Q 2 - 1 景観法に基づく届出制度とは？

A 2 - 1 良好な景観の形成のため、景観計画区域内において行われる一定規模を超える行為については、景観法第 16 条第 1 項に基づき景観行政団体である和歌山県（和歌山市、田辺市、高野町及び有田川町の区域においてはそれぞれの市町）に行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等の届出を行う必要があり、景観計画に定められた行為の制限に適合しなければなりません。

### Q 2 - 2 届出が必要な行為とは？

A 2 - 2 届出が必要な行為は、当該行為を行う場所及び行為の種類（建築物、工作物、開発行為等）により異なります。

詳しくは県ホームページ『届出制度の概要』をご確認下さい。

『届出制度の概要』：

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_toppage\\_d/fil/todokede\\_gaiyou.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage_d/fil/todokede_gaiyou.pdf)

【参考】

新築・新設	建築物・工作物を新たに建築・建設すること
増築	既存建築物・工作物の面積を増加させること 既存工作物に添架して工作物を建設すること
改築	既存建築物・工作物の一部又は全部を除却し、用途・規模・構造が大きく異なる建築物・工作物を建築・建設すること

手引き P 9 ~ 21

### Q 2 - 3 届出の対象外となる行為とは？

A 2 - 3 通常の管理行為や軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為、他の法令等により措置が講じられる行為等については、届出の対象外となる場合があります。

詳しくは県ホームページ『景観法・景観条例等により、届出が不要となる行為』をご確認下さい。

『景観法・景観条例等により、届出が不要となる行為』：

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_toppage\\_d/fil/todokedefuyou.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage_d/fil/todokedefuyou.pdf)

手引き P 15 ~ 21

Q 2 - 4 工作物とは？

A 2 - 4 工作物は、コンクリートプラントなどの製造施設、広告塔類、その他の工作物など人工構造物全般のことをいいます。なお、太陽光発電施設や風力発電施設も工作物に含まれます。

Q 2 - 5 届出はいつ行えば良いのか？

A 2 - 5 景観法に基づき、行為の着手30日前までに届出を行う必要があります。なお、適合通知書の通知日以降であれば、着手予定日に関わらず、行為に着手することができます。

Q 2 - 6 届出を要しない行為に対する景観への配慮は？

A 2 - 6 景観法に基づく届出は不要ですが、和歌山県景観条例により和歌山県景観計画に定める行為の制限の基準に配慮し、良好な景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう努めていただく必要があります。

Q 2 - 7 届出書の様式及び必要書類は？

A 2 - 7 届出に必要な書類は、届出書、位置図、現況写真、平面図、立面図等になります(太陽光発電施設の設置等については追加提出書類があります)。なお、届出書の様式は県ホームページ『届出制度』からダウンロードできます。

『届出制度』：

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_toppage.html#tokedeseido](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage.html#tokedeseido)

手引きP 22～24  
P 50～51

Q 2 - 8 届出書類の必要部数は？

A 2 - 8 3部(県建設部用：正1部、申請者用：副1部、市町村用：控1部)です。ただし、海南市及び紀美野町内で建築物及び工作物に関する届出を行う場合は4部(県都市政策課用：正1部、申請者用：副1部、県建設部及び市町村用：控2部)となります。

手引きP 27

Q 2 - 9 届出書類の提出先は？

A 2 - 9 行為の計画地を管轄する市町村になります。

詳しくはP 1 8【相談窓口、届出書提出窓口】をご覧ください。

手引きP 2 6

Q 2 - 1 0 届出の相談窓口は？

A 2 - 1 0 行為の計画地を管轄する県の出先機関である各振興局建設部の総務調整課（東牟婁振興局串本建設部は総務用地課）になります。ただし、海草振興局建設部管内の建築物・工作物の新築等については県庁都市政策課になります。

詳しくはP 1 8【相談窓口、届出書提出窓口】をご覧ください。

手引きP 2 7

Q 2 - 1 1 代理人による届出の場合、委任状が必要ですか？

A 2 - 1 1 必要です。なお委任状の様式は任意で結構です。

手引きP 4 8

Q 2 - 1 2 届出書に押印は必要ですか？

A 2 - 1 2 令和3年4月より不要となっています。

Q 2 - 1 3 事前協議制度とは？

A 2 - 1 3 景観上重要な地域（特定景観形成地域や文化財保護法による文化財等で県が指定するものから100m以内の区域）において、高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物で届出が必要な行為を行う場合、届出手続きを行う前に、事前協議を行う必要があります。

詳しくは県ホームページ『事前協議について』をご確認下さい。

『事前協議について』：

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_zizenkyougi.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_zizenkyougi.html)

手引きP 2 9～3 8

#### Q 2 - 1 4 既存建築物の行為の制限とは？

A 2 - 1 4 景観上重要な地域（特定景観形成地域や文化財保護法による文化財等で県が指定するものから100m以内の区域）において、高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物を増改築や外壁塗装等を行う場合、建築物全体（増改築等を行わない箇所も含む。）に対して、景観計画に定める形態意匠に適合させる必要があります。

詳しくは県ホームページ『既存建築物の行為の制限について』をご確認下さい。

『既存建築物の行為の制限について』：

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/kizonseigen.html>

手引きP 39～42

---

#### Q 2 - 1 5 届出内容に変更が生じた場合は？

A 2 - 1 5 設計又は施工方法について変更が生じた場合は、変更届出書を提出する必要があります。必要な書類は、変更届出書、変更箇所が分かる図面、変更理由、前回の届出書及び適合通知書の写しとなります。なお、様式、部数及び提出先は届出書と同様となります。

また、届出内容のうち、届出者や代理者の氏名等の軽微な変更が生じた場合は、手引き第1号様式（手引きP 49）により変更の報告を行って下さい。なお、部数及び提出先は届出書と同様となります。

手引きP 24

P 49～51

P 54～55

---

#### Q 2 - 1 6 工事が完了した場合は？

A 2 - 1 6 工事完了後は、速やかに工事完了届出書を提出してください。必要な書類は、完了届出書、完成写真となります。

なお、届出書の様式は県ホームページ『届出制度』からダウンロードできます。

『届出書、完了届出書の提出先』：

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/todokede\\_keikan.html#kannryoutodoke](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/todokede_keikan.html#kannryoutodoke)

手引きP 25

---

Q2-17 工事完了届出書の必要部数は？

A2-17 2部（県建設部用：正1部、市町村用：控1部）です。ただし、海南市及び紀美野町内で建築物及び工作物に関する完了届出を行う場合は3部（県都市政策課用：正1部、県建設部及び市町村用：控2部）となります。

手引きP28



### 《3. 届出規模の考え方について》

Q3-1 届出対象規模を超える既存建築物等は届出の対象になりますか？

A3-1 景観計画に基づく届出制度が施行された段階で既存している建築物等については、新たに増築、改築、模様替え等の行為を行わない限り届出は不要です。

Q3-2 既存の建築物又は工作物の維持保全にあたり、同色で塗装を行う場合、届出は不要ですか？

A3-2 同色、同素材であれば、外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更に当てはまらないため、届出は不要です。ただし、同色とは当初塗った色彩ではなく、日焼けや色あせ等の経年劣化を経た現状の色彩を差します。少しでも外観を変更することとなる場合は、届出が必要です。

手引きP18

Q3-3 建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電設備の考え方は？

A3-3 建築物に設置する太陽光発電設備に係る届出の対象となる規模の判断については、当該建築物に電気を供給するために設置されたものは「建築物」として、専ら売電に供するものは「工作物」として規模の判断を行い、一定規模を超える場合には届出が必要となります。

詳しくは県ホームページ『太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン（以下、「太陽光ガイドライン」と呼ぶ。）』の8Pをご確認下さい。

『太陽光ガイドライン』：

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_toppage\\_d/fil/taiyoukou\\_guideline.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage_d/fil/taiyoukou_guideline.pdf)

Q3-4 厚層基材吹付工は工作物に含まれますか？

A3-4 植生を目的とする厚層基材吹付工は工作物に含まれません。植生シート等についても同様です。ただし、厚層基材吹付工は土地の形質の変更に該当しますので、一定規模以上の行為を行う場合は、届出が必要です。

Q 3 - 5 屋外広告物を設置する場合、景観法による届出が必要ですか？

A 3 - 5 和歌山県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は掲出する物件の設置については、届出は不要です（景観法施行令第10条第4項）。

なお、屋外広告物条例の規定については、設置を計画する市町村の屋外広告物担当課にお問い合わせ下さい。

手引き P 1 6

---

Q 3 - 6 樹木等の伐採は、届出対象行為ですか？

A 3 - 6 樹木の伐採のみを行う場合は、届出は不要です。ただし伐採により届出対象規模を超える土地の開墾や形質変更が伴う場合は、届出が必要となります。

手引き P 1 5

---

Q 3 - 7 電柱の新設、増築等は届出の対象ですか？

A 3 - 7 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ15mを超えないものは届出の対象外です。

ただし、バッファゾーンの区域並びに熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域及び熊野川周辺特定景観形成地域の国道168号の道路境界から200m以内の区域において行う行為を除きます。

手引き P 1 8

---

Q 3 - 8 届出対象となる行為の規模の算出方法は？

A 3 - 8 次頁以降の下記をご確認ください。

『建築物の規模算出について』

『工作物の規模算出について』

『無線鉄塔類（空中線及びその支持物）の規模算出について』

『太陽光発電施設（工作物）の規模算出について』

『法面構造物の規模算出について』

---

## 『建築物の規模算出について』

### 1. 高さの算定

凡例  既存建築物  新築・増築等

#### 1) 新築の場合

右図のHが建築物の高さになります。

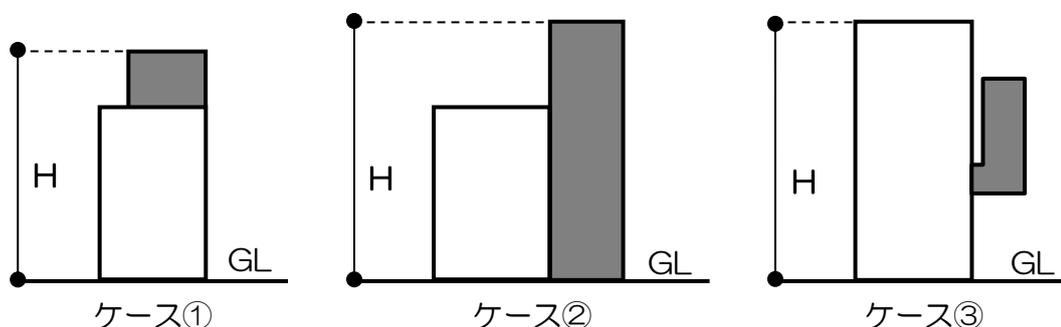
なお、高さには、容易に撤去できない屋上手すり、階段室、受水槽、塔屋その他これらに類するもの高さも含まれます。（避雷針は含まれません。）

※建築基準法上の高さとは異なる場合があります



#### 2) 増築、改築もしくは移転する場合

下図のHが建築物の高さになります。



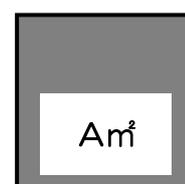
### 2. 建築面積の算定

#### 1) 新築の場合

右図のAが建築物の建築面積になります。

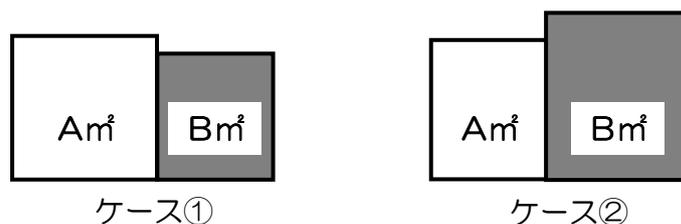
（A：建築物の水平投影面積）

※建築基準法上の面積とは異なる場合があります



#### 2) 増築、改築もしくは移転する場合

下図のA+Bが建築面積になります。（A，B：建築物の水平投影面積）



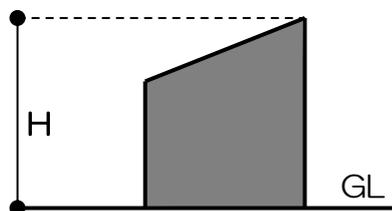
# 『工作物の規模算出について』

## 1. 高さの算定

凡例  既存建築物  新築・増築等

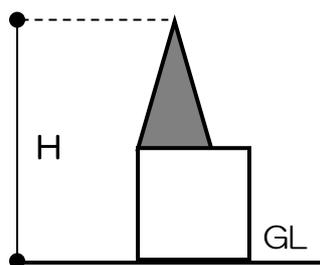
### 1) 新設の場合

右図のHが工作物の高さになります。

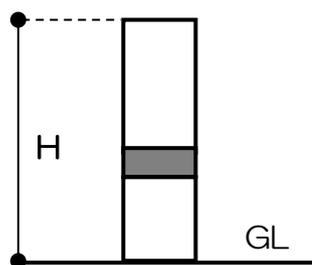


### 2) 増築、改築もしくは移転する場合

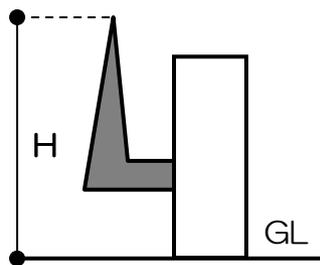
下図のHが工作物の高さになります。



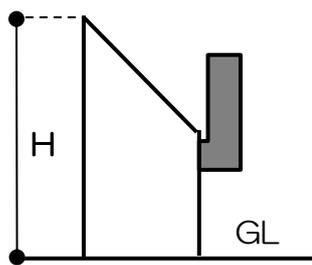
ケース①



ケース②



ケース③



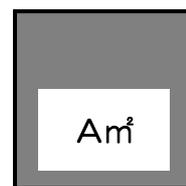
ケース④

## 2. 築造面積の算定

### 1) 新設の場合

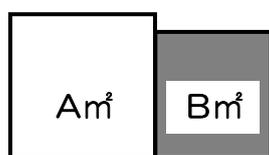
右図のAが工作物の築造面積になります。

(A：工作物の水平投影面積)

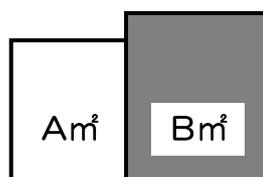


### 2) 増設、改築もしくは移転する場合

下図のA+Bが築造面積になります。(A, B：工作物の水平投影面積)



ケース①



ケース②

# 『無線鉄塔類（空中線及びその支持物）の規模算出について』

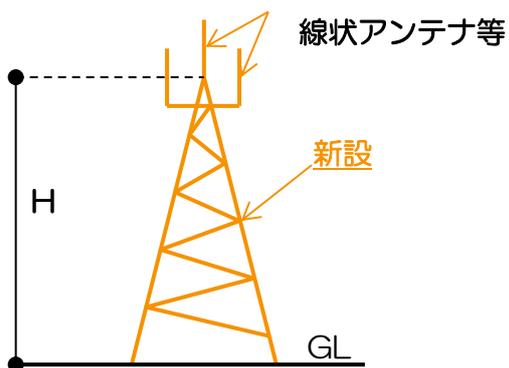
## 1. 高さの算定

### 1) 線状アンテナ・避雷針の取扱について

設置計画地周辺の公道、公共施設等から眺めた時に線状に見え、周辺の景観に対してほとんど影響のない線状のアンテナ（ $\phi 150\text{mm}$  まで）及び無線鉄塔類の付属物である避雷針等については、工作物の高さに含まません。

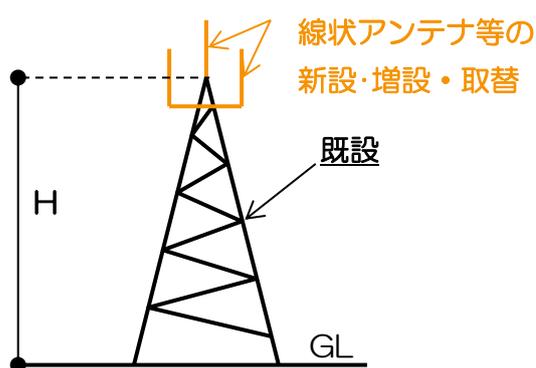
#### ①鉄塔を含めて新設する場合

下図のHが高さになります。



#### ②既設鉄塔に新設、増設・取替する場合

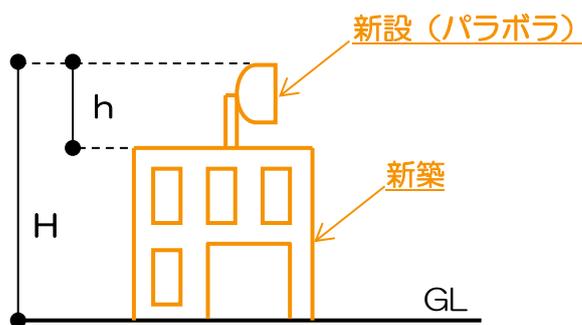
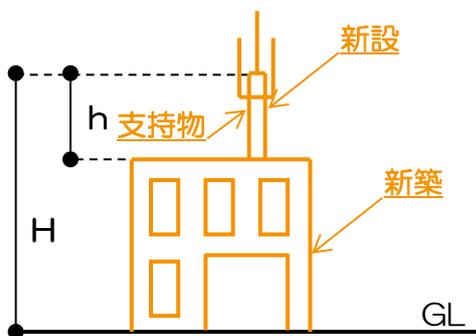
下図のHに関わらず、届出は不要です。



### 2) 支持物、パラボラアンテナの取扱について

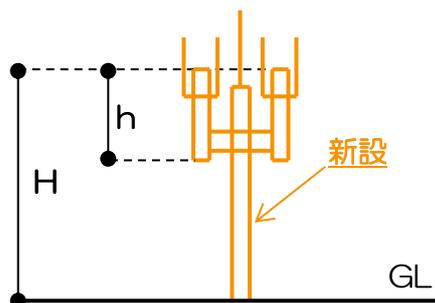
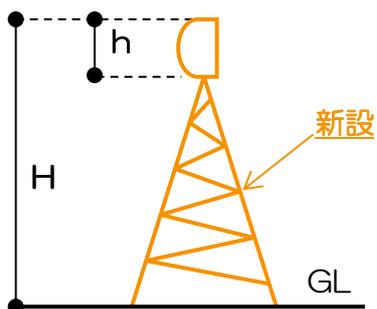
#### ①設置する建築物を含めて新設する場合

支持物、パラボラアンテナの高さ（h）に関わらず、下図のHが高さになります。



#### ②設置する鉄塔類を含めて新設する場合

支持物、パラボラアンテナの高さ（h）に関わらず、下図のHが高さになります。



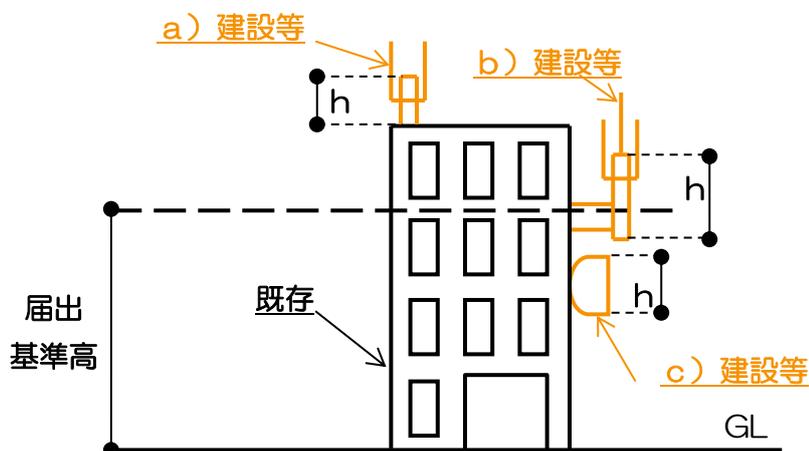
③既存の建築物に建設等する場合

i)  $h \leq 1.5\text{m}$ の場合

設置位置に関わらず、届出は不要です。

ii)  $h > 1.5\text{m}$ の場合

工作物の設置の最高高さとし、届出基準高との比較により判断し、a)、b)は届出対象、c)は届出不要となります。



なお、a)、b)で取替する場合は、過去に届出済みで、アンテナ等の外観又は色彩に変更がない場合は、届出不要です。

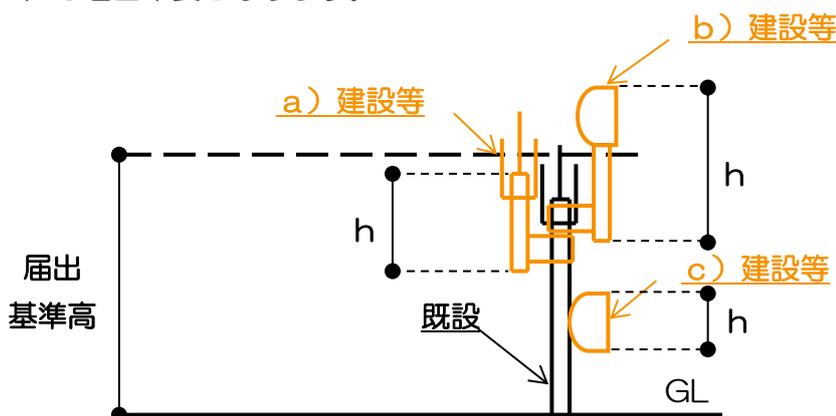
④既存の鉄塔類に建設等する場合

i)  $h \leq 1.5\text{m}$ の場合

設置位置に関わらず、届出は不要です。

ii)  $h > 1.5\text{m}$ の場合

工作物の設置の最高高さとし、届出基準高との比較により判断し、b)は届出対象、a)、c)は届出不要となります。



なお、b)で取替する場合は、過去に届出済みで、アンテナ等の外観又は色彩に変更がない場合は、届出不要です。

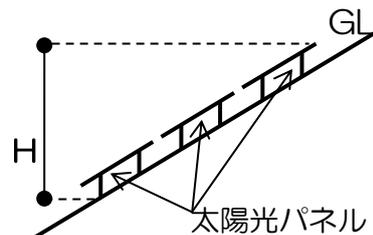
※建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

# 『太陽光発電施設（工作物）の規模算出について』

## 1. 高さの算定

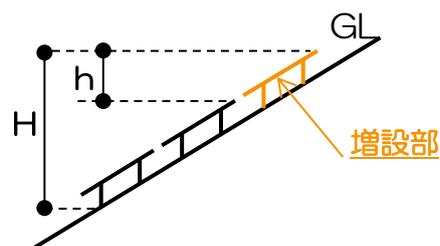
### 1) 新設の場合

右図のHが工作物の高さになります。



### 2) 増設の場合

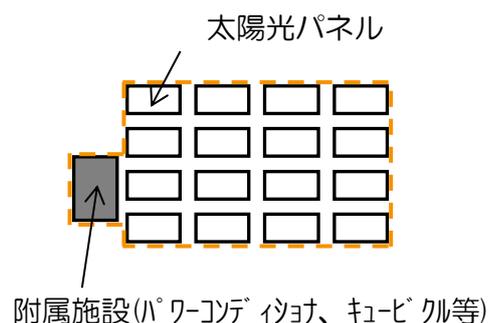
増設部の高さ (h) にかかわらず、右図のH（増設後の高さ）が工作物の高さになります。



## 2. 築造面積の算定

### 1) 新設の場合

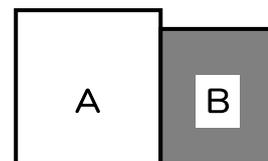
太陽光パネル、附属施設、パネル間隔を含む外郭の水平投影面積（右図の赤点線）が太陽光発電施設の築造面積になります。



### 2) 事業地が隣接する場合

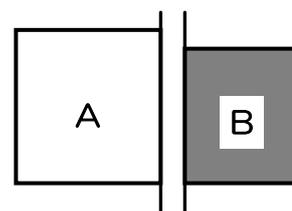
同一事業者（関係者を含む）で隣接する場合右図のA+Bが太陽光発電施設の築造面積になります。

（A，B：太陽光発電施設の築造面積）



### 3) 事業地が隣接（間に道路等を含む）する場合

同一事業者（関係者を含む）で、事業地間に里道などの道路等を含む場合においても一団と見なす場合があります。県相談窓口事前に問い合わせ下さい。

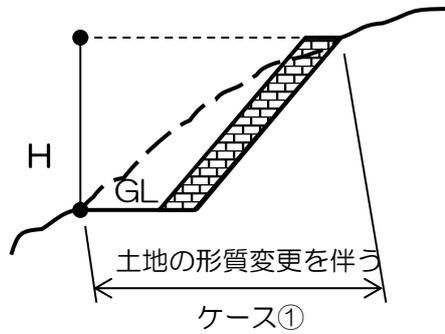


# 『法面構造物の規模算出について』

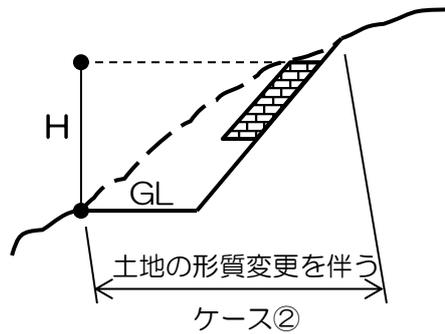
## 1. 高さの算定

それぞれのHが工作物の高さになります。

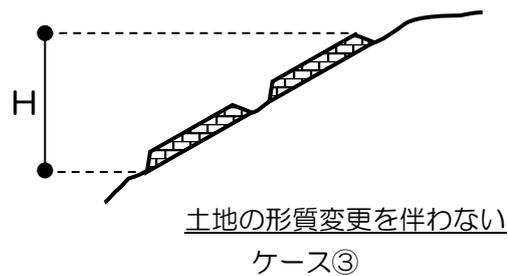
- 1) 切土法面にブロック積、モルタル吹付、法枠工等を施行する場合



- 2) 切土法面の上部を法枠工等、下部を厚層基材吹付等の非工作物を施行する場合



- 3) 現況法面に抑止アンカー工の受圧板を施行する場合



## 《4. 行為の制限の基準について》

Q 4－ 1 行為の制限の基準とは？

A 4－ 1 景観法、景観条例により届出が必要となる行為については、景観計画に定める行為の制限の基準に適合する必要があります。詳しくは県ホームページをご確認下さい。

『景観形成基準について（行為の制限）』

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_toppage\\_d/fil/keikankeiseiki\\_jyun.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage_d/fil/keikankeiseiki_jyun.pdf)

Q 4－ 2 太陽光発電施設についての基準は？

A 4－ 2 太陽光発電施設の設置については、昨今のメガソーラー化に伴い周辺景観への影響が懸念されることから、届出対象行為に追加し、平成29年5月8日から施行しています。また、太陽光発電施設は従来の建築物や工作物とは形態意匠等が異なる人工物であることから、行為の制限の基準についても別途ガイドラインにて定めています。

詳しくは県ホームページ『太陽光ガイドライン』をご確認下さい。

『太陽光ガイドライン』

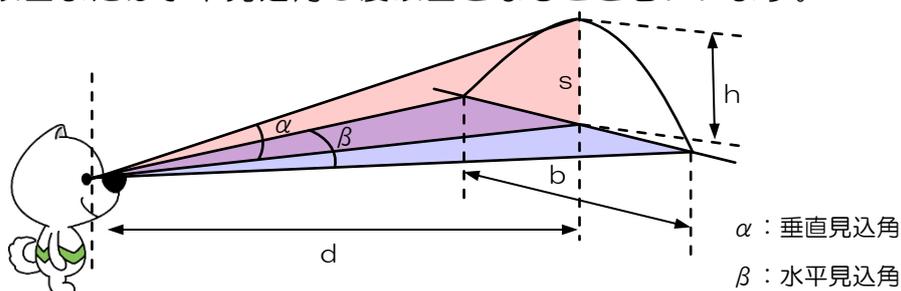
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_toppage\\_d/fil/taiyoukou\\_guideline.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage_d/fil/taiyoukou_guideline.pdf)

Q 4－ 3 太陽光ガイドラインにおける「交通量の多い道路等」とは？

A 4－ 3 一般国道、主要県道、主要市町村道及び不特定多数の者が利用する公共施設（公園、公民館、学校等）をいいます。

Q 4－ 4 太陽光ガイドラインにおける「容易に望見できる」とは？

A 4－ 4 注視しない状態でその存在を把握できるものとして、概ね垂直見込角が2度以上または水平見込角3度以上となることをいいます。



Q 4- 5 太陽光ガイドラインにおける「文化財等との近接」とは？

A 4- 5 「文化財等」とは、文化財保護法第27条第1項に規定する重要文化財、同法第109条第1項に規定する史跡及び名勝、同法第134条第1項に規定する文化的景観または同法第144条第1項に規定する重要伝統的建造物群保存地区をいい、「近接」とは文化財等から100メートル以内の区域をいいます。

---

Q 4- 6 太陽光ガイドラインにおける「完成予想図」とは？

A 4- 6 太陽光発電施設が設置されたときのイメージを、共有するために提出していただく資料で、原則鳥瞰ではなく、事業箇所周辺で不特定多数の人が望見できる場所からのパース図もしくはフォトモンタージュを作成してください。

---



## 《5. 通知制度（国の機関又は地方公共団体が行う行為）について》

Q5－ 1 国の機関又は地方公共団体が行う公共事業についても届出は必要ですか？

A5－ 1 届出を要する行為をしようとする時は、景観法第16条第5項に基づき通知を行う必要があります。

なお、通知の場合は、景観法第18条に規定する30日間の行為の着手の制限については適用されませんので、行為の着手までに通知を行ってください。また、工事完了の届出は不要となります。

Q5－ 2 通知書類の必要部数は？

A5－ 2 2部（県建設部用：正1部、市町村用：控1部）です。ただし、海南市及び紀美野町内で建築物及び工作物に関する届出を行う場合は3部（県都市政策課用：正1部、県建設部及び市町村用：控2部）必要となります。

Q5－ 3 通知書の様式及び必要書類は？

A5－ 3 通知に必要な書類は、通知書、景観形成検討シート、位置図、現況写真、平面図、立面図等になります（太陽光発電施設の設置等については追加提出書類があります。）。なお、通知書及び景観形成検討シートの様式は県ホームページ『届出制度』からダウンロードできます。

『届出制度』：

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_toppage.html#todokedeseido](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage.html#todokedeseido)

【相談窓口、届出書提出窓口】

行為の計画地	届出書提出先(各市町村役場)		相談窓口	
	担当課室	連絡先	担当窓口	連絡先
海南市	都市整備課	073-483-8480	都市政策課※	073-441-3228
紀美野町	建設課	073-489-5904	海草振興局建設部	073-488-7876
紀の川市	都市計画課	0736-77-0851	那賀振興局	0736-61-0030
岩出市	都市計画課	0736-62-2141	建設部	
橋本市	まちづくり課	0736-33-6103	伊都振興局 建設部	0736-33-4922
かつらぎ町	企画公室	0736-22-0300		
九度山町	建設課	0736-54-2019		
有田市	経営企画課	0737-22-3731	有田振興局 建設部	0737-64-1299
湯浅町	産業建設課	0737-64-1124		
広川町	企画政策課	0737-23-7731		
御坊市	都市建設課	0738-23-5512	日高振興局 建設部	0738-24-2945
美浜町	農林水産建設課	0738-23-4952		
日高町	企画まちづくり課	0738-63-3806		
由良町	地域整備課	0738-65-1203		
印南町	建設課	0738-42-1734		
みなべ町	建設課	0739-33-9370		
日高川町	企画政策課	0738-22-2041		
白浜町	建設課	0739-43-6589	西牟婁振興局 建設部	0739-26-7921
上富田町	建設課	0739-34-2374		
すさみ町	産業振興課	0739-55-4805	東牟婁振興局 串本建設部	0735-62-0755
古座川町	建設課	0735-67-7902		
串本町	建設課	0735-67-7262		
新宮市	都市建設課	0735-23-3333	東牟婁振興局 新宮建設部	0735-21-9624
那智勝浦町	建設課	0735-52-0560		
太地町	産業建設課	0735-59-2335		
北山村	産業建設課	0735-49-2331		
他の景観行政団体				
和歌山市	まちなみ景観課	073-435-1082	\	
田辺市	都市計画課	0739-26-9937		
高野町	建設課	0736-56-2934		
有田川町	建設課	0737-22-3281		

※「建築物、工作物」については都市政策課、「開発、土地の形質変更」については海草振興局建設部